

激甚災害被災企業に係る使用料等の減免措置取扱要領

制定 平成 31 年 4 月 1 日
最終改正 令和元年 11 月 11 日

1 目的

平成 23 年東日本大震災津波、平成 28 年台風 10 号又は令和元年台風 19 号等の激甚災害により被災し、企業活動に支障をきたしている中小企業者等の生産又は研究開発を支援することを目的として、該当する基準を設定の上、地方独立行政法人岩手県工業技術センター（以下「法人」という。）が規定する使用料等について減免措置を講じようとするもの。

2 減免の対象とする使用料等

- (1) 機器貸出に係る使用料（ただし、包括貸出を除く。）
- (2) 依頼試験等に係る手数料（ただし、放射能測定（種別コード P-10 及び P-11）を除く。）
- (3) 研究員派遣に係る手数料
- (4) 研究開発型人材育成支援に係る手数料
- (5) デザイン制作に係る制作費
- (6) 理事長が特に必要と認めるもの

3 減免額

減免の対象とする使用料等の全額

4 減免措置を講じる期間

平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間において、申請を受け付けたものとする。

5 減免措置の適用対象者

- (1) 次のいずれにも該当する方
 - ア 政府が決定する「激甚災害法」による激甚災害に指定された災害で、岩手県内の事業所（工場・店舗等）の被害について自治体が発行する被災／罹災証明書（原因となった自然災害が明記されているもの）を有すること
 - イ 被災により、企業活動に支障が生じていることを確認できること
- (2) 理事長が特に必要と認める方

6 申請の方法

- (1) 機器貸出又は依頼試験について申請する場合
 - ア 通常の機械器具貸出申込書又は依頼試験等申込書の様式の中の「使用料又は手数料の減免を希望する場合の事由」の欄に所要事項を記載する。
 - イ 前出アの申込書に、第 5 第 1 号に規定する罹災証明書の写し及び使用料等減免申請理由書（別紙様式）を添えて提出する。
- (2) 研究員派遣、研究開発型人材育成支援又はデザイン制作について申請する場合
 - ア 通常の研究員派遣申込書、研究開発型人材育成支援申込書又はデザイン制作申込

書に、第5第1号に規定する罹災証明書の写し及び使用料等減免申請理由書（別紙様式）を添えて提出する。

- (3) 前2号の規定によるほか、被災状況等を確認できる書面の添付を求めることがある。
- (4) 理事長が特に必要と認める方については、前各号の規定は適用しないものとする。

7 減免措置の決定

- (1) 第6の規定に基づいて提出された申込書及び添付書類を確認の上、理事長が減免の可否について決定するものとする。
- (2) 申込書及び添付書類に遺漏がない場合でも、法人の業務遂行上の理由により減免を認めない場合がある。

8 関係規則

- (1) 機器貸出に係る使用料
 - ・ 機械器具貸出規則第8条第1項第3号により減免
「理事長が公益上特別の理由があると認めるとき」
- (2) 依頼試験等に係る手数料
 - ・ 依頼試験等規則第9条第1項第3号により減免
「理事長が公益上特別の理由があると認めるとき」
- (3) 研究員派遣に係る手数料、研究開発型人材育成支援に係る手数料及びデザイン制作に係る制作費
 - ・ 激甚災害に係る使用料等の減免に関する規則により減免

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年11月11日から施行する。